

高知くらしの護身術

420

架空請求メール

連絡せず無視を

(2017年2月14日掲載原稿)

昨年から実在する企業名をかたる事業者から、携帯電話やスマートフォンのショートメッセージサービスを使って届く架空請求に関する相談が続いています。

メッセージには「有料動画の閲覧履歴がある。未払い金の件で法的手続きに移行する前に連絡するように」などと書かれていますが、絶対に事業者に連絡してはいけません。

ショートメッセージサービスは相手のメールアドレスが分からなくても、携帯電話番号だけで誰でも簡単にメッセージを送信することができます。事業者はこの仕組みを利用して、不特定多数に一齐送信し、不安になって連絡してきた人に金銭を要求します。

一度でも連絡をしてしまうと、こちらの電話番号が相手に分かり、話をすることで個人情報聞き出される恐れもあります。

誰もが知っているような企業名をかたっているため、普段から動画サイトをよく見たりする人は、利用したものが有料だったのかと誤ってしまいかもかもしれませんが、メールには、利用したサイト名や契約日、利用金額等の具体的な請求の根拠となる契約内容は記載されていません。

また、メールを受け取った人の個人情報の記載もなく、誰に送信したメールなのかも分かりません。

このようなメールを受け取った時には、決して事業者には連絡せず、無視しましょう。架空請求は、いったん経済的被害に遭うと回復は極めて困難です。

たとえ過去に有料動画等を利用したことがあったとしても、慌てて事業者に連絡などせず、まずは近くの消費生活センター等公的窓口に相談しましょう。消費者ホットライン188（いやや泣き寝入り）にダイヤルすると最寄りの消費生活センターにつながります。